

移住定住促進支援策の連携協力に関する協定書

平成 29 年 8 月 1 日

海津市（以下「甲」という。）と株式会社 西濃自動車学校（以下「乙」という。）とは、
次のとおり協定を締結する。

甲 海津市海津町高須 515 番地
海津市

海津市長

松永清彦

乙 海津市平田町今尾 600 番地
株式会社 西濃自動車学校

代表取締役

島木洋治

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙とが連携のもと、海津市への移住及び定住の促進に関し、相互の連携を強化しながら、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより、優れた自然環境の中で、安心して子育てができ、働き、生活ができるまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力を図るものとする。

- (1) 甲の移住及び定住に資する情報発信に関する事項
- (2) 甲が設ける移住者向け支援策の紹介に関する事項
- (3) 乙が提供する移住及び定住希望者向けサービスの紹介に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関する事項

（情報交換）

第 3 条 甲と乙は、本協定を実効性のあるものとするため、必要に応じて情報交換の場を設けるものとする。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
ただし、本協定の有効期限満了の 1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、
本協定書の有効期間の満了の日から 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 5 条 本協定の定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙署名のうえ、各自 1 通を保有する。